

郵便等による不在者投票制度について(お知らせ)

敦賀市選挙管理委員会

重度身体障がい者などの選挙人は、現在地（自宅）で投票できます。

郵便等による不在者投票制度とは？

自宅等で療養している身体に重度の障がいがあって歩行できない選挙人が、投票用紙などの請求から投票までの全ての手続を郵便等で行うことができる制度です。

郵便等による不在者投票ができる方は？

郵便等による不在者投票ができる方は、次の表の要件に該当する選挙人に限られます。

手帳等	障がい等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等による不在者投票の手続

(1) 郵便等投票証明書の交付を受ける。

郵便等による不在者投票をしようとする場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けておかねばなりません。

◎郵便等投票証明書の交付を受けるには？

次の書類を選挙管理委員会まで送付してください。

- 郵便等投票証明書交付申請書
(選挙人が署名したものに限ります。代筆はできません。)
 - 身体障害者手帳
 - 戦傷病者手帳
 - 介護保険の被保険者証
- } のうちのいずれかの**原本**

※手帳等は、「郵便等投票証明書の交付」と同時に間違いなく返送いたします。

(2) 投票用紙などの交付を請求する。

- ① 選挙が行われるに当たり郵便等による不在者投票をしようとする場合は、登録されている選挙人名簿がある市の選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してください。
- ② この際、あらかじめ交付を受けておいた「郵便等投票証明書」を添えてください。
- ③ 投票用紙などの請求は、公示又は告示の日の前でもできますが、遅くとも投票日前4日までにしなければなりません。
なお、「郵便等投票証明書」は、投票用紙等に同封して返送します。

(3) 自宅等で不在者投票を行う。

投票用紙及び投票用封筒の送付があったら、手順どおりに不在者投票を行い、同封の封筒で選挙管理委員会まで郵送してください。

郵便等投票証明書は、本人が郵便等による投票をすることができる者であることを証明するものです。

表面に記載してある有効期間まで使用することができますので、大切に保管してください。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方…交付の日から7年有効
介護保険証をお持ちの方

…被保険者証に記載されている要介護認定の有効期限まで有効

【問い合わせ先】
敦賀市選挙管理委員会
(敦賀市役所総務課内)
電話 22-8101 (直通)